

# 地方自治体行政評価の情報開示に係る論点

宮本幸平

## 1. はじめに

わが国地方自治体（以下、自治体）において、行政活動結果を数値で表した書類につき、これを3つの領域に分類することができる。これらは、地方自治法に基づく歳入・歳出計算、総務省が規定する財務会計（貸借対照表及び行政コスト計算書が主たる構成要素）、各自治体の独自規定で作成・開示される行政評価である<sup>1</sup>。本考察は、3領域のうち、法規を前提とせず自治体の独自規定に基づき計算・開示される「行政評価」について、現在に至る発展経緯と、内在する論点を明らかにすることを目的とする。

これまでわが国都道府県や市町村では、行政評価システムにおいて設定された政策・施策・事業の評価が実施され、次期予算編成に資する情報として利用されている。さらに、ウェブ・サイトを通じて一般に対しシステムの情報が開示されている。情報の構成要素は、次期予算編成の意思決定にフィードバックされる会計情報をはじめ、活動成果の測定指標である「アウトプット」・「アウトカム」（詳細は後述）の情報に及んでいる。

各自治体の行政評価システムにおける開示情報を概観すると、アメリカ政府会計基準審議会（Governmental Accounting Standards Board：以下、

---

1 これに対し企業会計では、取引に基づく財産増減結果のストック情報と当該原因を累計したフロー情報より形成される財務会計、および企業内部の意思決定情報として任意に計算される管理会計が存在する。財務会計は会社法、金融商品取引法、企業会計原則など一定の規準に基づいて計算される会計であり、管理会計は組織内部の意思決定のため各企業独自の計算プロセスを持つ会計である。

GASB) によって公表された概念書 (Concepts Statement) の規定内容 (含意する理論基礎を含む) を援用したことが伺える。GASB 概念書では、第 1 号「財務報告の基本目的」(以下、GASB [1987]) において、地方政府機関の財務報告の「基本目的」(objectives) が示され、第 2 号「サービス提供の努力と成果に関する報告」(以下、GASB [1994]) で、当該機関がサービスを提供するためになされた努力および得られた成果の報告をいかにすべきかについて検討されている。わが国行政評価システムが政策・施策・事業の会計情報および「アウトプット」・「アウトカム」を開示することから、これらは GASB の規定するフレームワークを援用するものと推察される。

こうした自治体行政評価システムについては、都道府県レベルで千から数千に及ぶ政策・施策・事業を包括するため、この点を見据えた論点確認と当該考察の可能性がある。そもそも情報利用者に対しかかる多数の情報を開示しても、利用可能性に困難を伴うことは自明である。まして、開示情報には客観性が要請されるべきところ、「アウトプット」や「アウトカム」には会計値以外の補足情報が含まれるため、開示情報の有効性につき検証が必要と考える。

そこで以下では、まず GASB 概念書の規定を概観して地方政府機関の財務報告の測定値等を示し (第 II 節)、これを踏まえたわが国行政評価システムの発展経緯と現在到達点(平成 21 年時点)を明らかにする(第 III 節)。そのうえで、行政評価システムをめぐる論点を抽出する (第 IV 節)。

## II. GASB 概念書が規定する地方政府機関の財務報告

本節では、地方政府機関の概念書である GASB [1987] および GASB [1994] に基づき、これらが規定する「サービス提供の努力と成果の報告」(Service Efforts and Accomplishments reporting; 以下、SEA 報告) の基本目的、および当該報告の測定値等について概観する。

## (1) SEA 報告の基本目的と情報利用者

GASB [1987] では、説明責任が財務報告の最高の目的であり (par.76)、市民の「知る権利」に基づいて公的資源の調達とその利用目的について弁明することを規定している (par.56)。そのうえで「財務報告は、政府機関におけるサービス提供の努力、コスト、および成果を、利用者が査定するのに役立つ情報を提供するものでなくてはならない」(par.77c) とし、かかる役割をつうじて、「公的説明責任の履行という義務を政府が全うするのを支援し、またその説明責任の履行状況を利用者が査定するのを可能にする」(par.77 前文) と考える。

そして SEA 報告に関して GASB [1987] は、「こうした情報は、他の情報源から得られた情報と組み合わせると、政府の経済性、効率性、有効性を利用者が査定するのに役立つ、また投票や資金提供に関する意思決定の基礎を形成するのにも役立つ」(par.77c) と述べている。したがって GASB [1987] では、市民に対し説明責任の履行義務を政府が全うするのを支援し、その説明責任の履行状況を利用者が査定できるために、政府機関におけるサービス提供の努力、コストおよび成果の情報を提供する必要があるとしている。

他方、SEA 報告の情報利用者について GASB[1994] は「業績を査定し判断をくだしたうえで何らかの措置をとる権力または権限を持っている第三者」(par.19) とし、市民を第一義としつつすべての情報利用者とその意思決定事項対象を示している (図表 1)。

## (2) SEA 報告によって報告・開示される測定値等

以上のような情報利用者に対する SEA 報告について GASB [1994] は、貸借対照表や損益計算書が提供できない業績情報の開示を SEA 報告の基本目的の 1 つとし (par.63)、SEA 情報を他の情報と組み合わせることで、政府の経済性・効率性・有効性を利用者が査定するのに役立つと考えている (par.4)。そして、GASB[1994] の第 50 パラグラフでは、SEA 測定値として 3 つのカテゴリーを挙げている。すなわちそれは、①サービス提供の努力の測定値、②サービス提

(図表 1) GASB が提唱する SEA 報告の情報利用者と意思決定事項

市民（一般）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員選出や投票</li> <li>・議員や政府職員の説明責任と業績の査定</li> <li>・政府機関が課す税金やその他料金水準の評価と必要ならばいかに行動を起こすかの決定</li> </ul>
市民（需用者として）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供サービスを利用するか、いつ利用するか</li> <li>・提供サービスの量と質の評価</li> <li>・どのサービスの変更を要求するか</li> </ul>
投資者・与信者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府機関に融資するか</li> <li>・政府機関に財またはサービスを提供するか</li> <li>・提供資金・財・サービスの対価の設定</li> </ul>
議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府提供サービスの選択</li> <li>・資源配分</li> <li>・税率や利用料金の設定</li> <li>・サービスの優先順位の決定</li> <li>・公衆のニーズがサービスによってどの程度満たされているか</li> <li>・起債を含めた資金調達方法の選択</li> <li>・サービスの業績を改善または修正する方法の決定</li> </ul>

出所：GASB [1994] par.14 をまとめて作成。

供の成果の測定値、③努力と成果を関連づける測定値である<sup>2</sup>。以下、それぞれについて記述内容を明らかにする。

### ① サービス提供の努力の測定値

サービス提供の努力の測定値について、「努力とは、サービス提供のために用いられる（貨幣や物量などによって表された）財務的資源と非財務的資源の総計」を指す。

財務的資源の測定値（財務情報）には、支出／費用の財務的測定値と努力の測定値がある。前者にはサービス提供のための給与、従業員福利厚生費、材料費、

2 これに対し連邦政府の財務報告に関する諸概念が示された FASAB [1995] は、SEA 報告を、プログラム業績測定値について述べたパラグラフで取上げている。また FASAB [1995] は、業績測定値として、アウトプットとアウトカムの測定値（すなわち GASB [1994] の「サービス提供の成果の測定値」）を重視する点が特徴的である。

消耗品費、設備費などのコストが含まれる。後者には教育に資する歳出、公共交通に資する歳出（通勤者1人あたり）、道路保守に資する歳出が含まれる。

非財務的資源の測定値（非財務情報）には、常勤職員数、勤務時間が挙げられている。またこれと関連して、全教員数または学生1人当たりの教員数、全道路保守作業員数または道路の車線1マイル当たりの道路保守作業員数が含まれる。さらに職員数以外に、サービスを提供するのに用いられる設備の量として車両の台数、道路の車線マイル数、公園用地のエーカー数も含まれる。

以上をまとめると、図表2のようになる。

(図表2) GASB が提唱するサービス提供の努力の測定値

カテゴリー	測定値の内容		測定値の具体例
努力の測定値	サービス提供のために用いられる財務的資源の情報	支出／費用の財務的測定値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供のための給与</li> <li>・従業員福利厚生費</li> <li>・材料費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・設備費</li> </ul>
		努力の測定値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に資する歳出</li> <li>・公共交通に資する歳出（通勤者1人あたり）</li> <li>・道路保守に資する歳出</li> </ul>
	サービス提供のために用いられる非財務的資源の情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員数、勤務時間</li> <li>・全教員数、学生1人当たりの教員数</li> <li>・全道路保守作業員数、道路の車線1マイル当たりの道路保守作業員数</li> <li>・サービスを提供するのに用いられる設備の量（車両の台数、道路の車線マイル数、公園用地のエーカー数等）</li> </ul>

出所：GASB [1994] par.50a をまとめて作成。

## ② サービス提供の成果の測定値

次に、サービス提供の成果の測定値は、「利用された資源によって何が提供され達成されたかを報告するもの」(par.50 b) である。当該測定値は、アウトプ

ットとアウトカムとに峻別され、アウトプットは提供されたサービスの量を測定するもの、アウトカムはアウトプットを提供した結果を測定するものをいう。

アウトプットには、「サービスの提供量」として進級または卒業した学生数、補修された道路の車線マイル数、捜査犯罪件数があり、「特定の質的要件を満たしたサービスの提供量」として指定された最低限の成績基準を達成して卒業・進級した学生の割合、予め指定された定時運行の達成基準を満たしたバスの割合、ある最低限の満足な状態まで補修された道路の車線マイル数の割合などがある<sup>3</sup>。

これに対しアウトカムには、まず「提供されたサービスから生じた成果または結果を測定するもの」として、読解について一定の習熟度の向上を達成した学生の割合、公共交通を利用した人の割合、優良または良好または普通の状態にある道路の車線マイル数の割合などが挙げられる。次に「過去何年かの結果や、設定目標・究極目標・基本目的や、一般に認められた基準・標準や、政府機関の他の部門などと比較して示される測定値」として、読解について一定の習熟度の向上を達成した学生割合の当該地方の目標と、他の管轄区の達成度と、当該地方の達成度を比較して示される測定値が挙げられる。さらに、「需用者、州、地域社会に対するサービスの副次的影響の測定値」として、退学者低下による在学者増加による求職者低下による失業者低下、公共交通利用者増加による交通事故の減少、良好状態にある道路車線マイル数の割合増加による自動車修理費用の減少などが挙げられる。

以上をまとめると、図表3のようになる。

### ③ サービス提供の努力と成果を関連づける測定値

サービス提供の努力と成果とを関連づける測定値は、「効率性の測定値」と「コストアウトカムの測定値」とに分けられる。

---

3 GASB [1994] は、「場合によっては、質的要件を満たすことによって、『アウトプット』指標が『アウトカム』指標に変わることもある」(par.56b)としており、質的要件を満たしたアウトプットとアウトカムとを明確に区分することは必ずしも容易ではない。

(図表 3) GASB が提唱するサービス提供の成果の測定値

カテゴリー	測定値の内容		測定値の具体例
成果の測定値	アウトプット	サービスの提供量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進級又は卒業した学生数</li> <li>・補修道路の車線マイル数</li> </ul>
		特定の質的要件を満たしたサービスの提供量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捜査犯罪件数</li> <li>・定時運行の達成基準を満たしたバスの割合</li> <li>・指定水準以上の成績で進級または卒業した学生の割合</li> <li>・ある最低限の十分な状態まで補修された道路の車線マイル数の割合</li> </ul>
	アウトカム	提供されたサービスから生じた成果または結果を測定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読解について一定の習熟度の向上を達成した学生の割合</li> <li>・公共交通を利用した人の割合</li> <li>・優良、良好、普通の状態にある道路の車線マイル数の割合</li> </ul>
		過年度の結果、設定目標、一般に認められた基準・標準、他の部門と比較して示される測定値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読解習熟度向上を達成した学生割合の当該地方の目標、他の管轄区の達成度、当該地方の達成度の3つを比較して示される測定値</li> </ul>
		需用者・州・地域社会に対するサービスの副次的影響の測定値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退学者低下による在学者増加による求職者低下による失業者低下</li> <li>・公共交通利用者増加による交通事故の減少</li> <li>・良好状態にある道路車線マイル数の割合増加による自動車修理費用の減少</li> </ul>

出所：GASB [1994] par.50b をまとめて作成。

効率性の測定値は、努力とアウトプットとを関連づけるものであり、アウトプット単位あたりに利用された資源またはコスト（使用された金額、労働時間、設備）を示している。これは、過去の結果、内部設定された目標、一般に認められた基準、類似の管轄区の結果などと比較した当該政府機関の相対的な効率

性を明らかにするものである。こうした測定値として、学生（全日制通学者・進学者・卒業者）1人当たりのコスト、交通機関の乗客1人当たりのコスト、全面改修または補修された道路の車線マイル数当たりのコストなどが含まれる。

また、コストアウトカムの測定値とは、努力とアウトカムとを関連づけるものであり、アウトカムまたは結果単位あたりのコストを示している。これにより、政府機関によって提供された「サービスの価値」（par.50c）を評価する手掛かりになる。こうした測定値として、一定習熟度を達成した学生1人当たりのコスト、予定時刻までに公共交通機関の停留所に到着した乗客の1人当たりのコスト、優良・良好・普通の状態に改修または維持された道路の車線マイル数当たりのコストなどが含まれる。

以上をまとめると、図表4のようになる。

（図表 4） GASB が提唱するサービス提供の努力と成果を関連づける測定値

カテゴリー	測定値の内容	測定値の具体例
努力と成果を関連づける測定値	効率性（アウトプット単位あたりに利用された資源またはコスト）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生1人当たりのコスト</li> <li>・交通機関の乗客1人当たりのコスト</li> <li>・全面改修または補修された道路の車線マイル数当たりのコスト</li> </ul>
	コストアウトカム（アウトカムまたは結果単位あたりに利用された資源またはコスト）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定習熟度を達成した学生1人当たりのコスト</li> <li>・予定時刻までに交通機関の停留所に到着した乗客の1人当たりのコスト</li> <li>・優良・良好・普通の状態に改修または維持された道路の車線マイル数当たりのコスト</li> </ul>

出所：GASB [1994] par.50c をまとめて作成。

### （3）SEA 報告測定値以外の説明情報

さらに GASB [1994] は、SEA 測定値の他に、説明情報を SEA 報告の一部に加えることを規定している。すなわち、説明情報は「報告された SEA 測定

値を理解し、政府機関の業績を査定し、報告された業績に影響を及ぼした可能性のある潜在的要因の重要性を見積もるのに役立つ。」(par.51)とされている。つまりここでいう「説明情報」とは、SEA 測定値(によって表される業績)に影響を及ぼす可能性のある「潜在的要因」を見積もるための情報である。これには、定量的情報と記述的信息とが存在する。

#### ① 定量的情報

説明情報としての定量的情報について、GASB [1994] では2種類が例示されている。1つは環境または人口統計の特徴など実質的に当該政府機関のコントロールが及ばない要因であり、たとえば貧困家庭の学生数、公共交通が運営されている地域の人口密度、自動車交通に占めるトラックの割合、失業率が含まれる(par.52)。もう1つは当該政府機関のコントロールが相当部分可能な要因であり、教師と生徒の比率、路線のマイル数当たりの運行バス台数、幹線道路の建設方法、住民1人当たりの警察官数が含まれる。

#### ② 記述的信息

次に、説明情報としての記述的信息について、GASB [1994] は「測定値によって報告される業績水準の含意、説明されている要因が業績に対して与える可能性のある影響、報告された業績を改善するために行なわれた(あるいは行なわれている)活動」を説明するのが可能としている(par.53)。そしてこのような説明は、サービスの副次的な意図せざる影響とともに報告される場合に重要と考えている(par.53)。

### III. わが国行政評価システムの現在到達点

以上により、GASB が規定する財務報告としてのSEA 報告の情報利用者および開示されるべき測定値等が明らかとなった。そこで次に、わが国のSEA 報告機能を包摂する計算システムである「行政評価システム」および「財務会計」について、平成21年時点における、測定値に含意される内容の現在到達

点を明らかにする。

#### (1) 政策・施策・事業を評価する「行政評価システム」の現在到達点

アメリカにおいて、1990年代に、財政逼迫が恒常化する行政機関に対し執行の成果を追跡すべきとの意見が広がりを見せた<sup>4</sup>。これを受けたクリントン政権（当時）は、GPRA法を設置して業績評価による説明責任履行を連邦政府省庁に義務付けることになった<sup>5</sup>。

わが国でも、これに倣って政府機関の業績評価を実施する動きが出始め、三重県が「行政評価」の制度を初めて構築し、平成8年に「事務事業評価システム」と称して作成と開示が開始された<sup>6</sup>。そしてこれを機に、静岡県「業務棚卸表」など他自治体や中央省庁において行政評価のためのシステム（以下、行政評価システム）の導入に踏切っている。これらは、事業経費の見積りである「予算」の編成で財源確保された事業の事後評価と、次期予算編成へのフィードバックが眼目となっている。

ここで、わが国地方自治法における「予算」とは、通常は「歳入歳出予算」を意味し、首長（知事、市町村長）が一定形式で調製し、議会提出・承認の上で成立する<sup>7</sup>。このうち「歳入予算」の地方税・地方交付税・国庫支出金・地方債、および「歳出予算」の議会費・総務費・民生費が、それぞれ「款」として区分され、さらに「項」から「目」へと細分化される。また多くの自治体では、「目」を構成する細目を「事業」と位置付けた事業別予算制度を採用し、かかる事業

4 D.Osborne and T.Gaebler[1992], 野村 [1995], 136 頁。

5 GPRA 法では、政策と予算が何を指し、国民にとって如何なる意味をもつか数値で説明することを、連邦政府省庁に義務付けている（上山 [1999], 15 頁）。

6 「事務事業評価システム」について、構築の責任者である井ノ口輔胖・三重県地域振興部長に対しインタビューを実施した（平成 13 年 10 月 10 日）。このなかで、北川正恭知事（当時）がニュー・パブリック・マネジメントの導入を強く提唱し、トップダウンで井ノ口氏に行政評価システム構築を委託した経緯が明らかにされている。

7 隅田 [2001], 42 頁。政府予算に関してアメリカ公認会計士協会（AICPA）は、「特定期間に対する提示された支出額と、それらに資金調達する手段の見積りを具体化する財務活動の計画」と定義している（石井 [1984], 120 頁）。

単位に予算要求・予算執行・決算を行なう<sup>8</sup>。すなわちわが国予算制度は、行政執行の成果を評価するために、基本単位である「事業」に対し予算を設定し成果を決算する仕組みとなっている。

また自治省（現総務省）が、平成9年に「地方行政改革推進のための指針」を策定し、ここで「事業」の全面見直しを各自治体に求めている。特に、①行政効率を吟味して事業の合理化を図ること、②実施すべき事業の選択や重点化を図ること、③事業の実施に明確な目標設定を図ることが要請されている。そしてこれを機に、行政評価システムが全国に展開することとなった。そして、わが国は予算執行の単位を「事業」とすることから、必然的に、行政評価においても「事業」が管理の基本単位となる。行政評価システムでは、「事業」単位に執行された予算を評価する機能がまず必要とされ、つぎに、予算要求のために評価結果をフィードバックする機能が必要となる。こうした、評価結果をフィードバックするプロセスは、企業におけるマネジメント・コントロール・プロセスに等しく、予算（Plan）の執行（Do）に対する行政評価（See）を予算編成（Plan）へフィードバックする循環プロセスと同一である<sup>9</sup>。

## （2）政府機関のストックとフローを計算する「財務会計」の現在到達点

わが国自治体会計においては、ストックを計算する貸借対照表とフローを計算する行政コスト計算書が存在する。元々これらは、自治省（当時）が主催した「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」（平成11年）において、自治体の財務分析を容易にする目的で公表された「作成マニュアル」<sup>10</sup>で規定された財務報告書である。したがって当該報告書に法的強制力はなく、また何らかの法令の遵守を査定する目的に利用することを前提としない。しかし、他に財務書類の基準規定が存在しないこともあり、当該マニュアルが自治

8 例えば、民生費(款)・社会福祉総務費(項)・老人福祉費(目)を財源とする事業としてホームヘルパー派遣事業や高齢者等電話サービス事業が挙げられる（隅田[2001]、58-59頁）。

9 R.Anthony and D.Young[1999],pp.17-19.

10 総務省 [2001]、1頁。

体における財務書類の作成基準となっている（平成 21 年時点）。

そして、総務省は次の段階として、平成 18 年 5 月に「新地方公会計制度研究会報告書」を公表し、公会計財務書類の新たな作成指針を示した。同報告書では、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」が作成基準として示されている。「基準モデル」は、従前の「作成マニュアル」に基づく財務書類を廃することが前提の作成指針であり、「総務省方式改訂モデル」（以下、改訂モデル）は、「作成マニュアル」に基づいた方式の一部改訂により作成するモデルである<sup>11</sup>。そして同報告書は、平成 18 年法律第 47 号「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（通称、行政改革推進法）に依拠するものと位置づけられ、法律上の根拠が発現している。ただし、強制力の有無については、同法 62 条 2 項で「(中略) 貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする」とされるのみであり、状況の斟酌を要する。

財務書類の体系について、作成マニュアルではバランスシートおよび行政コスト計算書が規定され、基準モデルと改訂モデルでは、これに資金収支計算書と純財産変動計算書が追加される。また基準モデルでは、さらに財務書類に関連する事項についての付属明細表が加わっている。

#### IV. わが国行政評価システムをめぐる論点

以上のとおり GASB は、「説明責任」を財務報告の最高の目的とし、政府機関の財務報告について、サービス提供の努力および成果を利用者が査定するのに役立つ情報と考えている。そしてわが国行政評価システムは、GASB の規定に準じた、政策・施策・事業など予算単位に対する統制（フィードバック）を主たる目的とする SEA 報告と見なすことができる。本節では、実運用されているわが国行政評価システムに対して内在論点を明らかにする。

<sup>11</sup> 総務省 [2006]、第二章および第三章参照。

### (1) 行政評価における理解可能性の論点

わが国行政評価システムの論点として、都道府県で数千件に及ぶ「事業」の業績報告について検討が必要となる。当該点につき GASB [1994] では、「SEA 情報は、容易に理解できるような方法で伝達されるべき」(par.59) とし、「SEA 測定値の内容(と分量)に関して、簡潔で、なおかつ包括的なものでなくてはならない」とする(par.59)。そして、「州、地方政府機関、部局、プログラム、サービスは数が多く、多様であり、また複雑だから(中略)最適なレベルにまで集約または分散させて提供されるべき」(par.60) と考える。

かかる状況より論点となるのは、わが国自治体で千から数千に上る「事業」測定値の報告が、内容と分量に関して簡潔で包括的なものとなり得るかどうかである。前述のとおり、わが国では行政評価システム以外に総務省の規定に基づく貸借対照表および行政コスト計算書が SEA 報告として存在し、最大の「集約」である組織全体(すなわち都道府県や市町村自体)の測定値が開示されている。したがって、数千にのぼる事業単位の測定値を行政評価システムで開示する一方で、組織全体の財務諸表を開示するという両極端の状況になっている。かかる状況に対しては、GASB のいう「最適なレベルにまで集約または分散させて提供され」ているかどうかの検証が必要となり、これを論点として提起することができる。

### (2) 行政評価における比較可能性の論点

第 II 節で述べたとおり GASB [1994] は、SEA 報告における測定値の比較可能性の意義を強調する。しかし、他の政府機関や同一政府機関の他部署・下位機関に対し、評価比較が果たして確保できるか問題となる。たとえば第 63 パラグラフで示された (a) 過年度、(b) 政府機関が自ら設定した目標、(c) 外部者が設定した業績の基準や標準では、同一サービスに対する比較が前提であるため、比較可能性の確保ができる。しかし、(d) 同じ政府機関の他の部署または下位機関、(e) 他の比較可能な政府機関については、提供サービスやアウ

トプットの内容・単位が異なるため、測定値の単純な比較は意味をなさない。

また、説明情報の比較可能性についても、定量的情報では上述と同様の問題点が存在するし、記述的信息については、数値でないため比較そのものが困難となる。とくに記述的信息については、特定基準に基づいた客観的かつ固定的な表記を維持して過年度もしくは他機関と比較可能とするのに困難を伴うことになる。これに対しては、わが国行政評価システムにおいて、各事業のアウトカムにつき記述的信息を加えたうえで、達成度により複数段階にランク付けすることで（A・B・Cもしくは○・△・×など）、事業間の比較を可能としている。しかし、このように次善策としてのランク付けで比較可能性を確保する手法は評価が恣意的で客観性を欠き、問題点の解消とはなり得ない。

したがって、提供サービスやアウトプット単位が異なる他政府機関や同一政府機関他部署・下位機関とのSEA報告の比較可能性、およびSEA報告における記述的信息の比較是非が、比較可能性における重要論点となる。

## V. おわりに

以上のように、本稿ではわが国行政評価システムに対し、GASB概念書の規定を概観して地方政府機関における財務報告測定値の諸概念を示し、これを踏まえたわが国行政評価システムの発展経緯と現在到達点を明らかにした。そのうえで、わが国行政評価システムに内在する論点を抽出した。論考によって抽出された論点は以下の2点であった。

- ・数千にのぼる管理単位の行政評価システムに対する最適レベルへの集約可否。
- ・他政府機関および同一機関他部署とのSEA報告の比較可能性と記述的信息の比較是非。

今後の研究では抽出された論点に対する考察を行い、住民に対する情報開示機能として有効性が高い「行政評価システム」の構築に向けた提案を行いたいと考える。

## 参考文献

D.Osborne and T.Gaebler[1992], *Reinventing Government*, International Creative Management Inc., New York, 野村隆監修 [1995]『行政革命』日本能率協会訳。

FASAB[1993], *Objectives of Federal Financial Reporting*, Statement of Federal Financing Accounting Concepts No.1.

——[1995], *Entity and Display*, Statement of Federal Financing Accounting Concepts No.2.

GASB[1987], *Objectives of Financial Reporting*, Concepts Statement No.1 of the Governmental Accounting Standards Board.

——[1994], *Service Efforts and Accomplishments Reporting*, Concepts Statement No.2 of the Governmental Accounting Standards Board.

R.Anthony and D.Young[1999], *Management Control in Nonprofit Organizations*, Irwin/McGraw-Hill.

石井薫 [1984]『公会計論』同文館。

上山信一 [1999]『「行政経営」の時代』N T T 出版。

隅田一豊 [2001]『自治体行政改革のための公会計入門』ぎょうせい。

総務省 [2001]「地方公共団体の総合的な財務分析に関する調査研究会報告書」。

総務省 [2006]「新地方公会計制度研究会報告書」。